

元福総組第 526 号
令和元年 10 月 31 日

(退職手当関係)

各 市 町 村

給与担当課長 様

各一部事務組合

福島県市町村総合事務組合
事務局長 菊 地 邦 彰

会計年度任用職員等の退職手当に関する負担金について (通知)

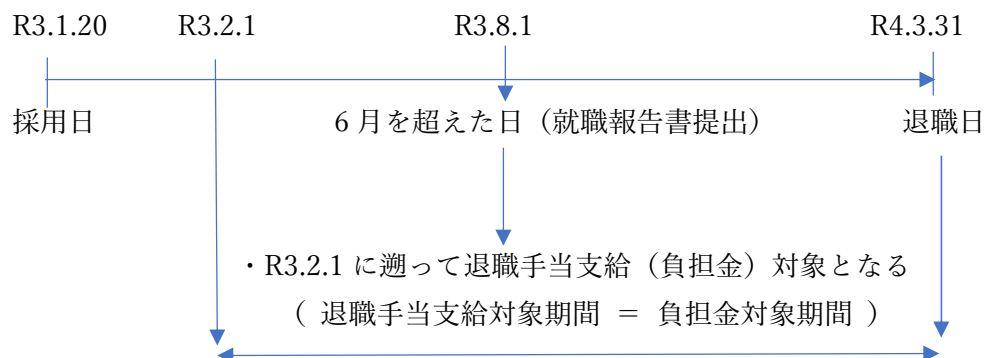
令和元年 10 月 31 日付け元福総組第 522 号当職通知 (以下「通知」という。) のとおり、当組合の市町村職員の退職手当に関する条例 (昭和 35 年条例第 1 号。以下「条例」という。) の適用となる者については、退職手当に関する負担金 (以下「負担金」という。) の算定対象となりますのでお知らせします。

特に、通知中 1 (1) 及び (4) の職員が一定の条件のもと条例の適用となった場合の負担金については、通常の徴収方法と異なる部分がありますので、別紙の参考例をご覧ください。

なお、いずれの場合もあらかじめ負担金の予算措置をお願いします。

(事務担当 総務課 主査 金澤 電話 024-522-2373)

(例3) 令和3年1月20日に会計年度任用職員として採用後、同月に常勤職員と同じ勤務時間以上勤務した日が8日あり、フルタイム勤務月が令和3年2月1日から引き続き令和4年3月31日まで続いた場合の退職



- ① この例では、令和3年1月はフルタイム勤務月の条件を満たしておらず、引き続き令和3年2月1日からフルタイム勤務月が始まり、令和3年8月1日に6月を超えたことにより令和3年2月1日に遡及して退職手当支給対象となることから、令和3年2月1日以降の負担金が発生します。
- ② 令和3年2月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の負担金については、既に令和2年度確定負担金報告書(令和3年4月15日締切)による確定(精算)は終わっているため、令和2年度分の負担金が過年度負担金として発生します。
- ③ また、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の負担金については、令和3年度概算負担金報告書(令和3年4月10日締切)の提出が既に終わっているため、当該職員の給料総額を令和3年度終了後の令和3年度確定負担金報告書(令和4年4月15日締切)に含めて算定してください。

